

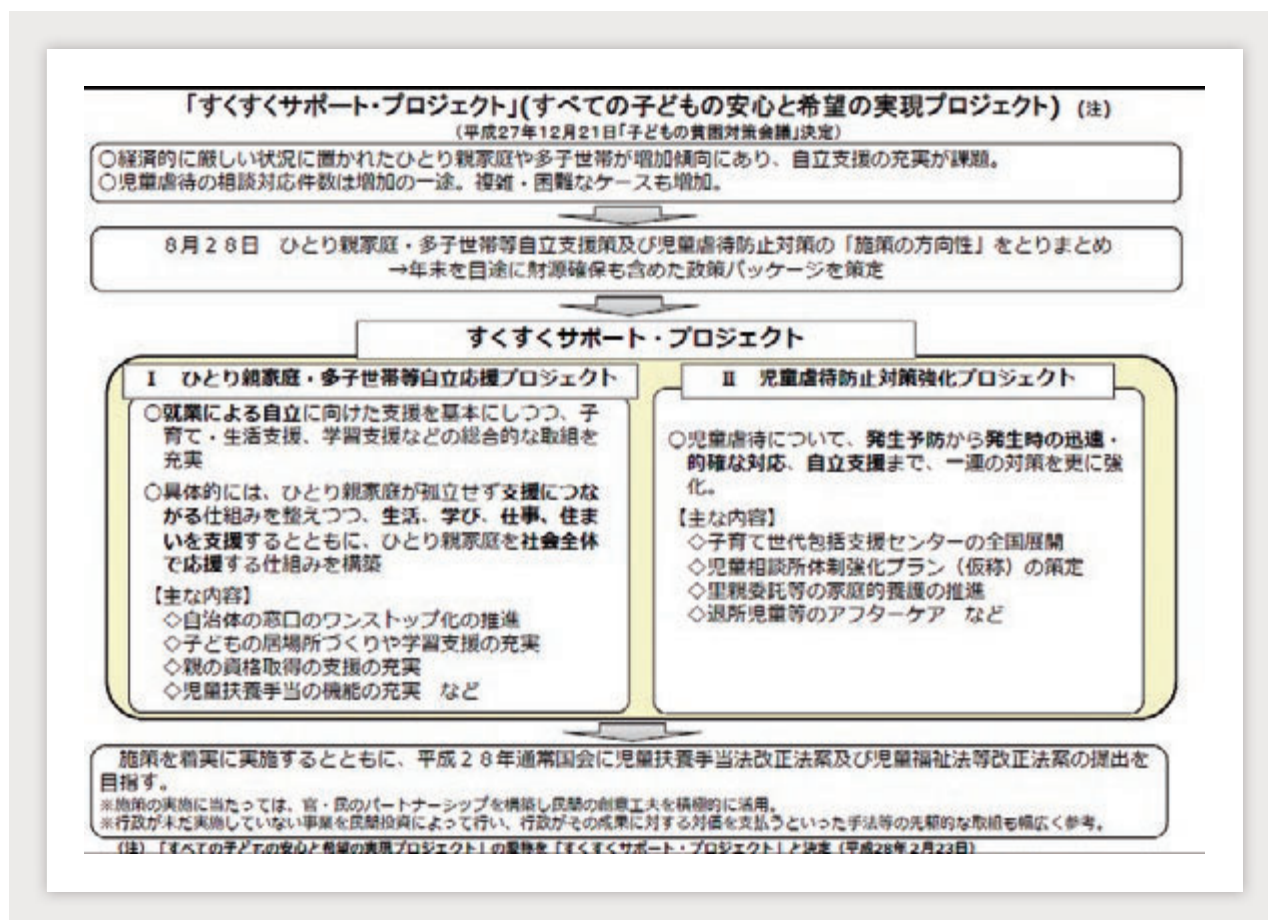
社会全体で応援する取組

2015（平成27）年4月以降、上記「子供の未来応援国民運動趣意書」に基づき各種事業の内容の具体化や関係各方面との調整を進め、同年8月28日に「子どもの貧困対策会議」を開催し、同国民運動の始動時期や推進体制に関して了解を得て、同年10月1日に「子供の未来応援国民運動」が始動した。具体的には、「子供の未来応援国民運動ホームページ」を開設し、国や地方公共団体の各種支援情報を一元的に集約した上で、地域別、属性等別、支援の種類別に検索できる総合的な支援情報ポータルサイトや、CSR活動を行う企業等の支援リソースとNPO等が抱えているニーズの双方を掲載し、相互に検索できるマッチングサイトを設けるとともに、草の根で支援を行っているNPO等への助成等を行うため、「子供の未来応援基金」を創設した。

その後、同年10月19日において「子供の未来応援国民運動発起人会議」を開催し、今後の国民運動の展開について議論するとともに、子供の未来応援国民運動発起人より同基金への協力を呼びかける決議が行われた。国民の幅広い理解と協力の下に子供の貧困対策が推進されるよう、同国民運動の広報・啓発活動も実施しているところである。

また、「すくすくサポート・プロジェクト」を効果あるものとするため、各地方自治体において、子供の発達・成長段階に応じて切れ目なく「つなぎ」、教育と福祉を「つなぎ」、関係行政機関、地域の企業、NPO、自治会などを「つなぐ」地域ネットワークの形成の支援を目的として、「地域子供の未来応援交付金」を創設した。

第2-2-1図 すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト



沖縄の子供の貧困対策

2015（平成27）年10月以降、沖縄の子供の貧困に関し、全国に比べて特に深刻な状況等について、実際に様々な支援活動に取り組んでいるNPOや有識者との意見交換を行った。深刻な状況にもかかわらず行政の支援が子供に行き届いていないことや、日中にとどまらず夜間も子供の居場所がないことなど、沖縄特有の課題に緊急に対応するため、2016（平成28）年度より居場所づくりや支援員の配置を、モデル的・集中的に実施することとした。

5. 教育

【関連：第2章 第1節 結婚、妊娠・出産、子育ての各段階に応じた支援する。 3. 子育て】

学校教育段階からの妊娠・出産等に関する医学的・科学的に正しい知識の教育

高等学校の保健体育の啓発教材「健康な生活を送るために」の改訂に当たり、個人が将来のライフデザインを描けるようにするため、その前提となる、妊娠・出産等に関する医学的・科学的に正しい知識等について盛り込んだ。

性に関する科学的な知識の普及

学校において適切な性に関する指導が実施されるよう、各地域における指導者養成と普及を目的とした研修会等を行った。

妊娠や家庭・家族の役割に関する教育・啓発普及

2008（平成20）年3月には小・中学校、2009（平成21）年3月には高等学校の学習指導要領を改訂し、家庭と家族の役割に気付かせる実践的・体験的な学習活動を一層重視するなど、教育内容の充実を図っている。

例えば、中学生及び高校生等が乳幼児と出会い、ふれあう機会を広げるための取組を推進するとともに、小学校、中学校、高等学校の各学校段階で、関係教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動等において相互の連携を図りながら子育てへの理解を深める教育が実施されている。また、家庭や地域における取組として、夫婦で共同して子育てをすることの大切さや命の大切さなどについて、保護者が理解を深められるよう、地域が主体的に実施する家庭教育に関する取組を支援している。

キャリア教育の推進

男女ともに、ライフイベントを踏まえて多様な選択肢の中から自分の生き方を考えることができるよう、男女共同参画の視点からのキャリア教育を推進するため、高校生を対象としたブックレットの普及を進めるとともに、学生を対象に男女の働き方や家庭生活について考えるワークショップを実施し、普及のための実践手引書を作成した。

第2節 社会全体で行動し、少子化対策を推進する。

1. 結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会づくり

(マタニティマーク、ベビーカーマークの普及啓発)

マタニティマーク、ベビーカーマークの普及啓発

マタニティマークの普及啓発を推進するため、ホームページなど様々な機会を通して広く周知するとともに、交通機関、職場や飲食店などに取組への協力の依頼を行っている。

また、ベビーカー使用者が安心して利用できる場所や設備を明示するために、「公共交通機関におけるベビーカー利用に関する協議会」でベビーカーマークを決定した。

(好事例の顕彰と情報発信)

「子供と家族・若者応援団表彰」の実施

子供・若者を育成支援する活動及び子育てと子育てを担う家族を支援する活動において顕著な功績のあった企業、団体又は個人に対し、「子供と家族・若者応援団表彰」を実施している。また、子供や若者を育成支援する優れた活動などを広く社会に紹介する「子供と家族・若者応援団活動事例紹介事業」を実施している。

子供目線のものづくりの推進（キッズデザインの推進）

2013（平成25）年の第7回より、最優秀賞として「内閣総理大臣賞」を創設し、政府を挙げ推進している。

(妊娠中の方や子供連れに優しい施設や外出しやすい環境整備)

駅や小売店等を活用した子供との外出を応援するサービス等の提供、公共交通機関での子供連れ家族への配慮などの環境整備

国土交通省では鉄道事業者と連携し、『「ひと声マナー」はじめよう。』をキーワードとした「鉄道利用マナーUPキャンペーン」を実施し、「妊娠されている方などへ席を譲る」ための思いやりの「ひと声」を具体的に例示したポスターを制作し、鉄道事業者は駅構内や車内でのポスター掲示や案内放送による呼びかけをするなど鉄道利用者の実際の行動（「声かけ」）につながるように啓発を行った。

子育てバリアフリーの推進

・ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたバリアフリー施策の推進

「移動等円滑化の促進に関する基本方針」（平成18年国家公安委員会・総務省・国土交通省告示第1号。平成23年改正）において、2020（平成32）年度末までの整備目標を定めている。

・建築物におけるバリアフリー化の推進

不特定多数の者等が利用する建築物について、一定規模以上の新築・増改築・用途変更をしようとする際に建築主に基準への適合義務を課すことにより、建築物のバリアフリー化を推進している。

- ・公共交通機関のバリアフリー化の推進

鉄道駅等旅客ターミナル、旅客船のバリアフリー化やノンステップバス、リフト付きバス、福祉タクシーの導入等に対する支援措置を実施している。

- ・都市公園及び河川空間等のバリアフリー化の推進

公園管理者等に対して、園路及び広場、駐車場、便所等の特定公園施設の新設、増設又は改築を行う際に移動等円滑化基準に適合させることを義務付ける等により、都市公園におけるより一層のバリアフリー化を推進している。

- ・自然公園等のユニバーサルデザイン化の推進

国立公園等においては、主要な利用施設であるビジターセンター、園路、公衆トイレ等についてユニバーサルデザイン化を推進するなど、乳幼児連れ利用者等にも配慮した自然とのふれあいの場を提供している。

道路交通環境の整備

2012（平成24）年度に実施した通学路の緊急合同点検の結果を踏まえ、学校、教育委員会、道路管理者、警察などの関係機関が連携して、通学路の交通安全対策を実施するとともに、地域における定期的な合同点検の実施や対策の改善・充実等による継続的な取組を支援するなど、通学路における交通安全の確保に向けた取組を推進している。

（子供連れにお得なサービスの充実）

子育て支援パスポート等事業の全国展開

地方公共団体が主体となり、企業の協賛を得ながら乳幼児連れの外出支援や子育て家庭に対する各種割引等のサービスを提供する「子育て支援パスポート事業」等の取組が行われている。地域ぐるみで子育てを応援しようとする社会的機運の醸成のため、本事業の充実・強化の一環として、各都道府県と協力し、2016（平成28）年4月より、41道府県でサービスの相互利用が可能となった。10月からは子育て支援パスポート事業を行っていなかった東京都と沖縄県も参加を予定しており、2017（平成29）年4月には47の全都道府県となる予定である。

[（コラム「子育て支援パスポート事業」参照）](#)

2. 企業の取組

【関連：第1章 第2節 結婚・出産の希望が実現できる環境を整備する。／第4節 男女の働き方改革を進める。】

(企業の少子化対策や両立支援の取組の「見える化」)

一般事業主行動計画（次世代育成支援対策推進法）の策定・公表の促進

2011（平成23）年4月1日から一般事業主行動計画（以下「行動計画」という。）の策定・届出等が義務となる企業は、常時雇用する労働者数301人以上企業から101人以上企業へ拡大された。引き続き、行動計画の策定・届出の一層の促進に取り組んでいる。

また、次世代育成支援対策推進法については2014（平成26）年度末までの時限立法であったが、法律の有効期限が10年間延長された。

くるみん及びプラチナくるみんの周知・取組促進

認定制度及び認定マークの認知度を高めるため、認定企業の取組事例や認定を受けるメリット等を積極的に紹介している。2011（平成23）年6月に創設された認定企業に対する税制上の措置について、2015（平成27）年度から新たにプラチナくるみん認定企業に対する税制上の優遇措置を拡充し、対象資産及び割増償却率について見直しを図った上で、2018（平成30）年3月末まで3年間延長されている。今後も当該優遇措置について幅広く周知し、認定の取得促進を図っていく。

企業における両立支援の取組促進

2013（平成25）年度より男性の仕事と育児の両立を積極的に促進し、業務改善を図る企業を表彰する「イクメン企業アワード」を実施している。また、企業の経営者や管理職に対してセミナーを開催し、女性を始めとする多様な人材の能力を引き出して仕事の成果に生かしていくダイバーシティの取組の推進や、女性活躍推進に優れた上場企業を「中長期の企業価値向上」を重視する投資家にとって魅力ある銘柄として選定・発表する「なでしこ銘柄」を実施している。

(企業の少子化対策の取組に対するインセンティブ付与)

入札手続等における対応

内閣府では2010（平成22）年度より、ワーク・ライフ・バランスや男女共同参画に関連する調査について、一般競争入札総合評価落札方式により入札を行う際に、ワーク・ライフ・バランス等に積極的に取り組む企業を評価できるような仕組みを導入した。2015（平成27）年度には、2014（平成26）年度に策定した「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」に基づき、国の公共調達及び補助金において、女性の活躍推進に積極的に取り組む企業を評価する取組を推進するとともに、独立行政法人等や地方公共団体に対して取組を促した。

また、2016（平成28）年3月22日に、すべての女性が輝く社会づくり本部において、総合評価落札方式等による事業でワーク・ライフ・バランス等推進企業をより幅広く加点評価すること等を定めた「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」を新たに決定した。